



# 社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0035  
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 上野・齊藤

## 外国人労働者を雇用する際の届出方法と罰則をご存知ですか？



近年、外国人労働者への企業ニーズが高まっており、外国人労働者の活用が多くなっています。その一方で、不法就労や外国人犯罪等の社会問題も発生しており、国は事業主に適正な雇用管理をさせようと、平成19年10月1日から、従来から雇用する外国人の届出と、雇入れ・離職時の届出を義務化しています。今回は、届出の方法や期限、違反した際の罰金等も含め、詳細をお伝え致します。

### 届出方法等

原則：平成19年10月1日以降の外国人労働者の『雇入れ、離職』について届出が必要です。

平成19年9月30日以前から継続雇用し、現在も雇用している外国人労働者がいる？

いない

平成19年10月1日以降に『雇入れた』または『離職した』外国人労働者がいる？

いる

届出不要

いる (B)

その外国人労働者に雇用保険被保険者資格がある？

ある

ない(A)

いつまでに？

雇入れ・・・雇入れた日の翌月10日まで  
離職時・・・離職日の翌日から10日以内

何をどこへ？

備考欄の記載をした資格取得届、喪失届をハローワークへ届出る。

いつまでに？

A：雇入れ or 離職した日の翌月末日まで  
B：平成20年10月1日まで

何をどこへ？

A B：外国人雇用状況届出書をハローワークへ届出る。

国籍	在留資格
在留期間	資格外活動許可の有無
西暦 年 月 日まで	有・無

赤丸の項目の国籍や在留資格等については、「外国人登録証明書」または「旅券(パスポート)」  
資格外活動許可の有無については「資格外活動許可書」または「就労資格証明書」で確認を行ない、正しく記載しましょう。

雇入れ 離職に係る外国人雇用状況届出書  
平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者

フリガナ(カタカナ)	姓	名	ミドルネーム
①の者の氏名(ローマ字又は漢字)			
②の者の在留資格		③の者の在留期間(期限)(西暦)	年 月 日まで
④の者の生年月日(西暦)	年 月 日	⑤の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥の者の国籍		⑦の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無

### 罰則

届出を怠ったり、虚偽の届出などの違反をした場合

30万円以下の罰金が科されます。届出は必ず期限までに行ないましょう！



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。